

平成26年12月議会

食材の安全は確保されているのか

世間では、食の安全が取りざたされています。

牛肉の産地偽装に始まり、中国では消費期限切れ食材の使用が発覚するなど、例を上げればきりがありません。

飛島学園や保育所・保育園で提供される給食の食材の産地は父兄方々としては実に気になるどころです。

そこで

食材の産地は確認しているか

中国などの外国産食材は使われているか

学校給食会の食材を利用しているか。

お尋ねします。

また、飛島産の米や野菜など、できる限りの使用をお願いします。

答弁者 村長

安全確保に努めている

学校給食については、文部科学省が定めた学校給食衛生管理基準に基づき管理を行っています。食材の納品時には、栄養教諭等が検収責任者として立会い、品名、数量、納品時間、納入業者名、製造業者名及び所在地、生産地等を確認しながら受領し、この内容を検収記録簿に記入し管理をしています。

食材の野菜については、地場産物の活用を図るため、JAあいち海部と飛島村の生産者が、前年度末の連絡会において、次年度の生産品と栽培時期などの打合せ会を行い、納品できる食材の調整を図っていただいています。これを基に、年間生産スケジュール表を作成し、毎月の発注に取り入れています。特に食育月間、学校給食週間には、より積極的に地場産物である「みつば・トマト・ほうれん草・ネギなど」を使用していますし、肉類は、愛西市・設楽町産を使用し、野菜・肉類は、愛知県内を主とした国産の食材を使用しています。

他の食材も、できるだけ国産を使用するように努めていますが、外国産としては、缶詰類等を使用していますし、中国産に関しても一部、使用しているものがあります。この外国産は、食材全体の1割程度を占めていますが、納入業者には、食材の成分表と細菌検査表の安全証明を提出していただき安全性の確認をしています。

また、県内のすべての学校に安全で、安心、安定供給のために設置されている愛知県学校給食会からは、特に海部南部産の米を初め、パン、ソフト麺、白玉うどんなどのほか、加工食品を多く使用しています。いずれにしても、食材の安全面には、十分注意し、配慮していきたいと考えています。

村の施設維持管理は

先日、南部体育館へ行った際、床に雑巾があるので訪ねると、雨漏りがするから置いてあるとの答えでした。

よく見ると、天井には黒い複数のシミがあり、別の壁には大きく天井から床まで、雨漏りの後が確認出来た。

さらに、別の場所では壁は剥がれており、かなり前から雨漏りがあったと思われます。

体育館は床が濡れていると滑りやすく非常に危険なため、早急に修理をしていただけるものと思うが、修理の予定はどのようになっているか。

また、同様なことが他の施設にはないか確認できているのか。

このような施設がどのように維持管理されているのか、お尋ねします。

答弁者 村長

補修が必要なものは専門家の意見を聞きながら順次進める

法令等により実施しなければならないもの、専門知識等が必要なものは委託等により実施しています。その場合、点検ごとに報告書の提出を受け、不具合等があった場合は順次修繕等の対策

を行っています。

また、職員等が常駐している施設に関しては職員等による日常の点検を行い、不具合を見つけた場合、軽微なものなど職員で判断できるものは修繕等を行っています。議員ご指摘の南部体育館での雨漏りは、現在4カ所確認をしています。これについては、応急的な処置ができるものは早急に修繕しますが、全体的な改修は、非構造部材の点検調査の結果等を踏まえ専門家の意見を聞きながら早急に検討します。

住宅開発は住民に説明不足ではないか

非農家の方と雑談していて住宅開発に話題が及んだときに、「今度の住宅開発で私も買いたいけど買えんでいかんわ」と言われた。

住宅開発は一般に広く売り出されるものであり、誰でも購入可能であるのに、このような誤解があるのは、販売方法や販売時期が村民に伝わっていないことに原因があると思われます。

私のところにも問い合わせがあり、潜在的な購入希望者は多くおられるようです。

そういった方々が適切な判断が出来るように、金額はともかく進行状況、販売時期や販売方法、その他条件等があれば早急に公表する必要があると思うが、そのような予定はあるかお尋ねします。

答弁者 村長

広報誌やホームページで広く周知する

本年10月に、地権者のご理解とご協力で事業用地の売買契約を締結しました。

また、11月には計画区域の農地転用及び開発行為に対する許可も得ることができ、今後は、平成29年度の販売開始に向けた造成工事などを順次進めます。

今までは、地区計画の策定や法的な手続等を行ってきましたが、開発行為に必要な概ねの手続きが終了したことを受け、今年度中には、広報誌やホームページで村民や在勤者等広く周知を行います。宅地分譲は、平成29年4月からを予定しており、販売方法など詳細な部分については、今後、十分協議しながら決めていきます。予定しています「販売時期」や「販売面積」など、伝えることは積極的に周知するよう努めます。